

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

愛媛県知事 中村 時広 殿

提出者

住 所 愛媛県松山市竹原4丁目10番51号
氏 名 日本道路株式会社 愛媛営業所
所長 野村 茂輝
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0899453747

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本道路株式会社 愛媛営業所
事業場の所在地	愛媛県松山市竹原4丁目10番51号
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	総合工事業
③従業員数	11名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	アスファルト・コンクリート塊（がれき類） 現場から排出されたアスファルト舗装廃材をアスファルトプラントにて破碎、加熱 混合の工程を経て、再生加熱アスファルト混合物として再利用される。 コンクリート塊（がれき類） 業者に処理委託。破碎処理し、再生碎石等で利用。 金属くず 業者に処理委託。原料として再利用。 木くず 業者に処理委託。ボイラー燃として再利用。

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず・金属くず
	排出量	16102 t	1 t
(これまでに実施した取組)			
②計画			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず・金属くず
	排出量	10000 t	20 t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（アスファルトコンクリート塊・コンクリート塊）については、発生の都度各業者の工場に運搬し処理委託する。 金属くず・木くずについては、小型ボックスを設けて分別し、分別表示板を取り付ける。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（アスファルトコンクリート塊・コンクリート塊）については、発生の都度各業者の工場に運搬し処理委託する。 金属くず・木くずについては、小型ボックスを設けて分別し、分別表示板を取り付ける。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2507 t	t
	(これまでに実施した取組) 中間処理施設や現場において破碎し、再生碎石、再生砂等としての利用を図る。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1500 t	t
	(今後実施する予定の取組) 中間処理施設や現場において破碎し、再生碎石、再生砂等としての利用を図る。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず・木くず
	全処理委託量	13595.8 t	0.9 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	13595.8 t	0.9 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
がれき類 中間処理施設や現場において破碎し、再生碎石、再生砂としての利用を図る。			
金属くず 種類毎に分別し、中間処理施設において原料として再資源化を図る。			
木くず 中間処理施設においてチップ化し、ボイラー燃料として再資源化を図る。			

【目標】		
産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず・木くず
全処理委託量	8500 t	20 t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	8500 t	20 t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
がれき類 中間処理施設や現場において破碎し、再生碎石、再生砂としての 利用を図る。		
金属くず 種類毎に分別し、中間処理施設において原料として再資源化を 図る。		
木くず 中間処理施設においてチップ化し、ボイラー燃料として再資源化を 図る。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

管理体制図

当社「建設副産物適正処理管理規則」に基づく管理組織図及び管理責任者名を
図に示す。